

意見書案第3号

適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的な見直しについて

別紙のとおり意見書案を提出する。

平成25年12月13日提出

提出者議員	野 尻	清
賛成者議員	石 黒	武 美
〃	豊 岡	義 博
〃	宮 下	透
〃	天 崎	弘
〃	大 坂	龍 起
〃	篠 原	藤 雄
〃	斉 須	正 友
〃	上 田	久 司

適正な法曹人口のための法曹養成制度の抜本的な見直しを求める意見書

政府は、平成14年3月、今後も法的需要が増加し続けるものと見込んで、当時年間1000人程度であった司法試験の合格者数を平成22年頃には年間3000人程度とすることなどの目標を掲げた「司法制度改革推進計画」を閣議決定した。

その後、司法試験合格者数は、平成19年以降2000人超で推移しているが、法的需要は想定されたほど増加せず、また、本計画において必要な増員を行うとされていた裁判官及び検察官はむしろ減員され今日に至っている。そのため、平成13年に約1万8000人だった弁護士数は、平成25年5月には3万3000人超となり、裁判官及び検察官数と弁護士数との不均衡が顕著となっている。

特に弁護士については、司法修習期間が半減したことや弁護士人口の急増により司法修習生の就職難が年々深刻化しているため、司法修習を修了しても法曹として自立するために必要な仕事や経験を積む機会が十分確保されないことによる資質低下も危惧されているところであり、法科大学院から司法試験合格までの学費、生活費の負担に加えて、司法修習生への「給費制」が「貸与制」へ移行されたことで、新規登録時に多額の負債を抱える弁護士が多数生じるなど、弁護士人口の激増による競争激化と相まって、無用な訴訟への誘導が行われるなどの行き過ぎた「訴訟社会」を招来してしまう危険性も懸念される状況となっている。

他方、本道では、裁判官や検察官が常駐しない裁判所、検察庁の支部が存在しており、地域住民の権利の実現、擁護のための司法基盤が整っていない状況が続いている。

このような司法を取り巻く現状を背景に、政府は、法曹の養成に関する制度のあり方についての検討を行うため、平成24年8月に「法曹養成制度検討会議」を設置し、現状を踏まえた問題状況の検討と制度の見直し作業を進め、本年6月26日に開催された16回目の検討会議において、司法試験の年間合格者数を3000人程度とする目標は現実性を欠くものとしてこれを撤廃し、教育成果の乏しい法科大学院に定員削減や統廃合を促すことなどを柱とした検討結果を取りまとめたところであり、今後、新たな検討体制のもとで、法曹人口についての必要な調査を行うものと承知している。

よって、国においては、今後、あるべき法曹人口を検討するに当たり、「司法制度改革推進計画」が予定していた裁判官及び検察官の増員を行い、裁判官の非常駐支部の解消を確実に図るとともに、当面の間、司法試験合格者数を相当程度減らした上、法的需要を踏まえた適正な法曹人口の検討を初めとした法曹養成制度全般の抜本的な見直しの実施を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成25年12月 日

岩見沢市議会

提出先

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
法務大臣

文部科学大臣
経済産業大臣
内閣官房長官